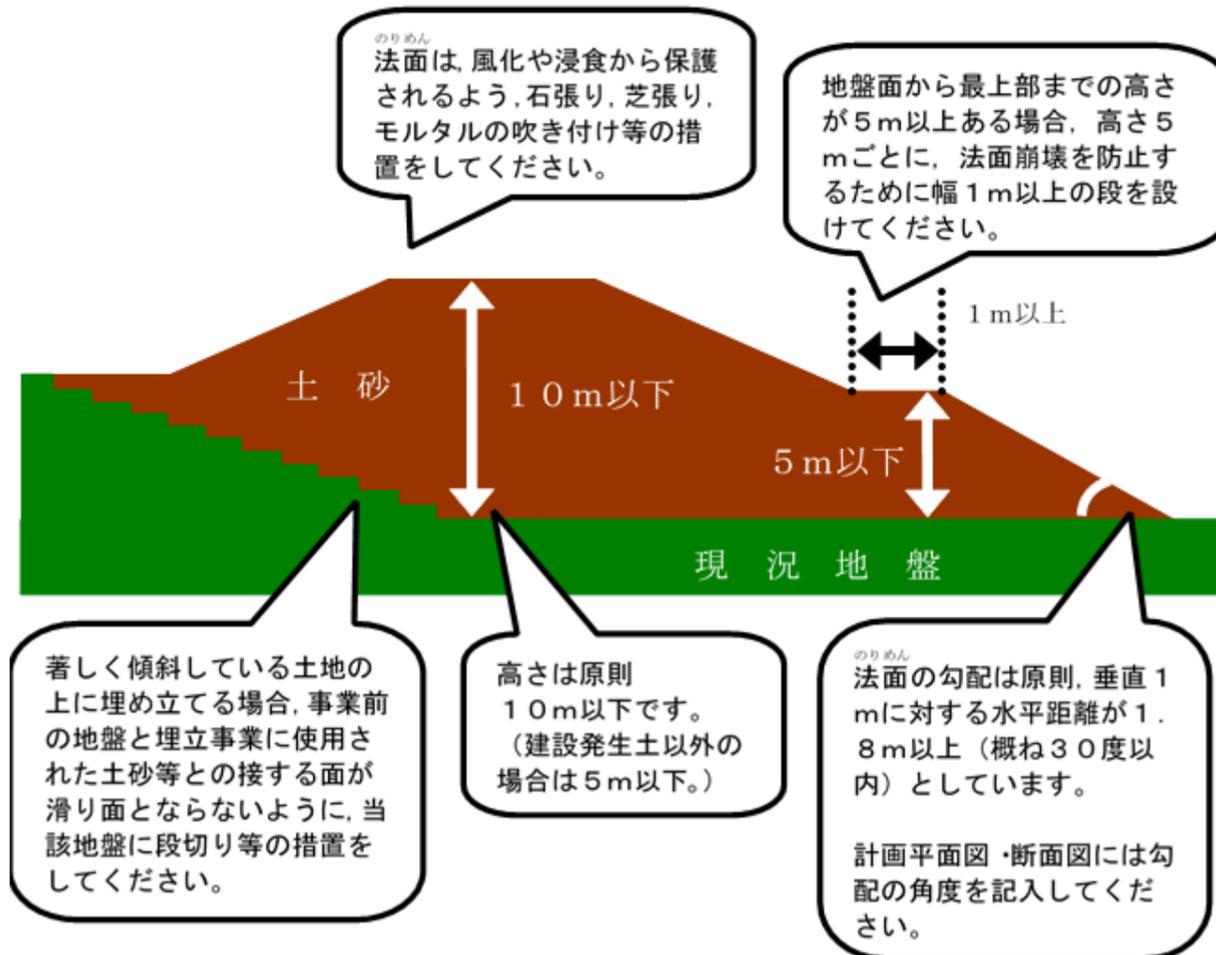


柏市土砂等埋立て等規制条例 リーフレット

8. 埋立事業を行うに当たって次の構造基準を守ってください (主なもの)



※ その他、埋立ての構造上の注意については、一時堆積事業以外の埋立事業の場合は施行規則第8条第1項及び別表第3を、一時堆積事業の場合は施行規則第8条第2項及び別表第4をご参照ください。

問い合わせ先

柏市役所本庁舎4階 産業廃棄物対策課

TEL 04-7167-1696 (直通)

FAX 04-7163-3728

URL <https://www.city.kashiwa.lg.jp/jigyosha/environment/haikibutsu/dosha/index.html>



- 柏市内で埋立事業を行う場合、原則として許可が必要です。
- 埋立事業の許可等が不要な規模であっても、汚染された土砂等による埋立て等は禁止です。

1. このリーフレットの用語の意味

土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物

土砂等の埋立て等 土砂による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積を行う行為

埋立事業 建設工事等により発生した土砂等を事業区域外から搬入し、300平方メートル以上の盛土工事による造成や堆積を行う行為

埋立事業

一時堆積事業以外

- ・盛土工事による造成
- ・埋戻し工事

一時堆積事業

- ・他の現場への搬出を目的とした一時的な土砂の保管

- ・他法令に基づく許可^(※1)がない事業

許可事業
事前協議及び許可が必要です

- ・他法令に基づく許可^(※1)がある事業^(※2)

届出事業 事前協議及び許可は不要ですが、埋立事業届出が必要です

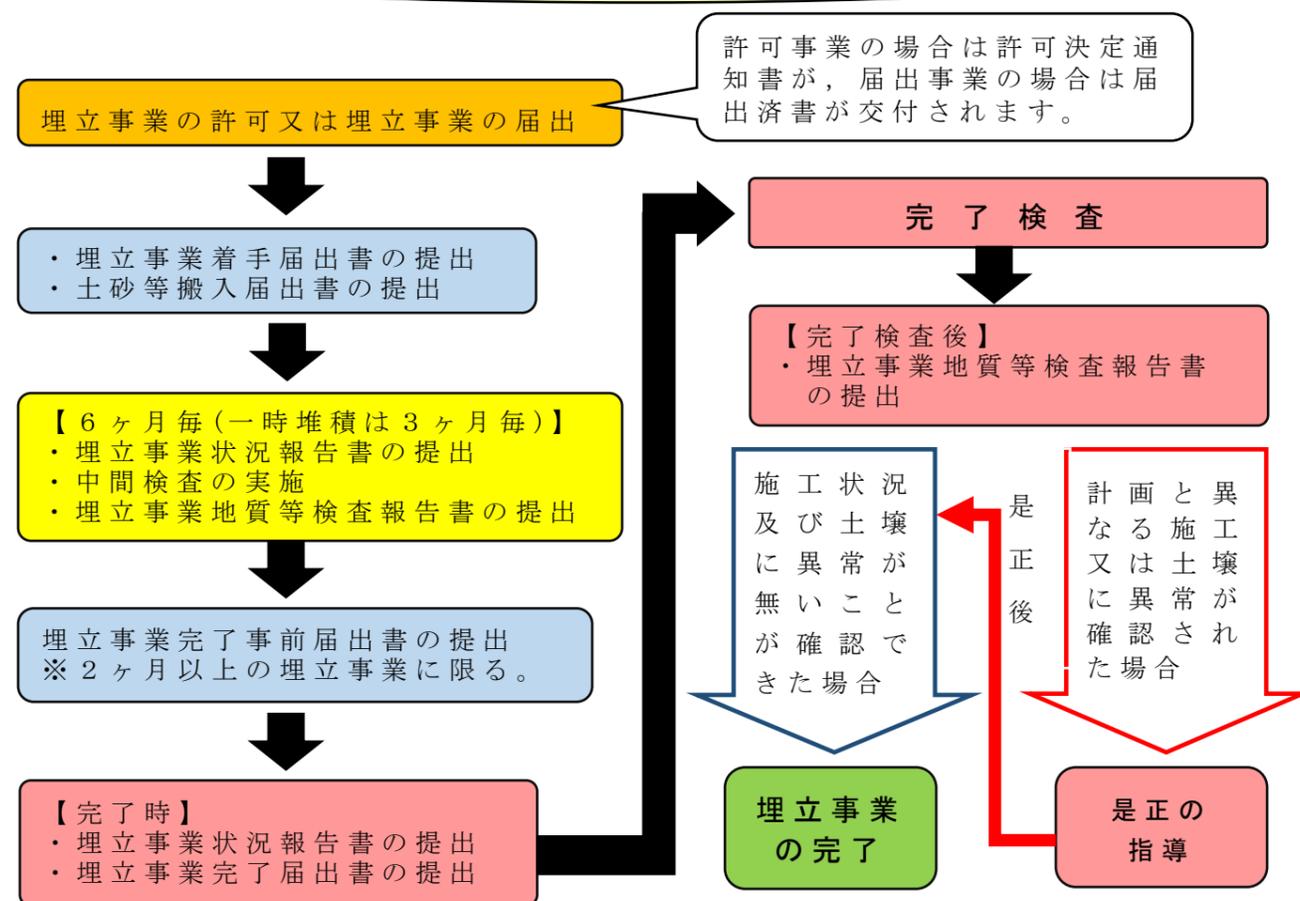
※ 1 対象となる許可がある事業とは、柏市土砂等埋立て等規制条例施行規則別表第2に掲げる行為に係る埋立事業を指します。

※ 2 ただし、他法令に基づいた許可に係らない区域が埋立事業予定区域に含まれている場合は、届出事業ではなく許可事業扱いとなり、事前協議及び許可申請を行わなければなりません。

事前協議 埋立事業の許可を受ける前に行う市長との協議

※ 事前協議の流れ等詳細については、柏市土砂等埋立て等規制条例の手引11ページ及び14～24ページ、又は柏市埋立事業事前協議指導等要綱をご参照ください。

2. 埋立事業許可又は埋立事業届出の流れ



※ ここでは、提出が必須の書類を中心に流れを説明しています。詳細については手引13ページをご参照ください。

3. 許可されないことがあります

埋立事業の許可申請をしても許可されない場合があります。許可基準については、柏市土砂等埋立て等規制条例(以下「埋立条例」という。)第13条をご確認ください。

4. 許可取消し、措置命令等について

条例に反する行為等が確認された場合、埋立事業の許可が取り消されたり、埋立事業の停止等が命じられることがあります。また、その他不適正な埋立事業である場合や土砂等の崩落、飛散又は流出の危険性があると市が判断した場合、条例に基づいて措置を講ずるよう命じられることがあります。

5. 埋立事業者及び土地所有者の責務

埋立事業にあたり、埋立事業者・土地所有者の双方に責務が生じます。
※ 埋立事業者及び土地所有者の責務の詳細については、以下のURLをご確認ください。

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/sanpaitaisaku/jigyosha/environment/haikibutsu/dosha/2565.html>

6. 禁止行為と罰則

無許可・無届出の埋立事業を行うこと。許可・届出の要否にかかわらず、安全基準に適合しない土砂等を埋め立てること。構造基準を満たしていても、許可された(届け出た)計画と異なる埋立事業を行うことなどは禁止されています。

禁止行為をした場合、懲役刑等の罰則が課されます。

※ 罰則の詳細・実例については手引の10ページ及び条例第39条から第41条まで、並びに以下のURLをご確認ください。

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/sanpaitaisaku/jigyosha/environment/haikibutsu/dosha/2564.html>

7. 保証金制度について

保証金制預託制度が平成27年10月1日から導入されました。詳細は、「土砂等埋立事業保証金制度について」リーフレットをご確認ください。